

課税問題ワーキンググループ 中間とりまとめ

（平成10年10月27日）

論点・意見

- ・ 基礎的な人的控除と課税単位
- ・ 特別な人的控除
- ・ その他の各種控除
- ・ 公的年金等課税
- ・ 個人住民税関係

基礎的な人的控除と課税単位

- 課税最低限は、どの程度の所得階層から所得税の負担を求めるかという限界を画するものであるが、そのあり方に関し、総合的に勘案される次のような要素についてどう考えるか。
 - ・ 国の公共サービスの財源を納税者が負担する視点
 - ・ 国民の生計費などの生活状況
 - ・ 税率構造と課税最低限の組み合わせによる個人所得課税の累進構造のあり方
 - ・ 家族構成に応じた負担の調整
 - ・ 税務執行上対応可能な納税者数
- 国民の生活水準の向上、社会保障制度の充実等を踏まえ、いわゆる最低生活費への税制上の配慮についてどのように考えるか。
- 税負担を通じて政治参加の意識が高まるのではないかと指摘についてどう考えるか。また、このような考え方から、課税最低限の水準はどのようにあるべきか。
- 我が国所得税の課税最低限は、累次にわたる引上げにより主要諸外国に比して既に高い水準となっており、所得税制全体としての累進度を強めていることについて、所得再分配機能の観点からどう考えるか。
- 21世紀の少子高齢社会において、活力を損なわないためには、所得税負担はどのような範囲の人にどの程度求めるべきか。
- 累進税率の下で世帯単位での合算課税の仕組みを採ることについては、以下のような側面があることについてどう考えるか。
 - ・ 合算非分割制とする場合には婚姻に対するペナルティ的な効果を持ち、
二分二乗制のような合算分割制とする場合には、同一の所得を有する単身者と既婚者を比べた場合、一般的には既婚者に有利となるというように、
婚姻の有無により税負担の程度に変動が生じる。
 - ・ 同一の所得を有する世帯間（共働き・片働き）での税負担

は同じとなる。

- ・ 専業主婦が新たに就労した場合などの追加的所得に対して配偶者の所得に応じた限界税率が適用される。

○ 一方、累進税率の下で個人単位課税の仕組みを採る場合には、以下のような側面があることについてどう考えるか。

- ・ 同一の所得の単身者と既婚者を比べた場合、配偶者に係る控除がなければ、一般的には、同一の税負担となる。
- ・ 片働きと共働きを比較した場合、同一の所得を有する世帯では、配偶者に係る控除がなければ、一般的には共働きの方が有利となる。

○ 世帯に対する税負担のあり方は、課税単位の採り方のみでなく、人的控除のあり方、税率構造、さらに給与所得控除のあり方とも関わる問題であり、総合的な観点から議論していく必要があるのではないか。

○ 配偶者控除と基礎控除、扶養控除といった人的控除の組み合わせのあり方についてどう考えるか。

○ 課税単位や配偶者に係る控除のあり方は、各国毎に区々であり、関連する社会制度や歴史的背景の影響を色濃く受けていることについてどう考えるか。

○ イギリスをはじめとするいくつかの先進諸国で、近年、世帯単位課税から個人単位課税に移行する動きが見られたことについてどう考えるか。

○ 配偶者控除・配偶者特別控除は、所得がない、あるいは所得の少ない配偶者がある者に対して税制上相応の配慮を払うものであると考えられるが、これらが女性の就労インセンティブに影響を及ぼしているのではないかと指摘についてどう考えるか。

○ パート収入については、給与所得控除の最低保障制度等により一定額まで非課税となるとともに、さらに配偶者控除、配偶者特別控除により、世帯主の税負担も軽減される扱いとなっていることについてどう考えるか。

特別な人的控除

- 特別な人的控除は、特別な事情による追加的費用を斟酌し、担税力に応じた負担を求める見地から設けられているものであるが、次のような観点から、その意義について十分吟味・検討していく必要があるのではないか。
 - ・ 制度創設時と比べ事情が異なってきているものはないか。
 - ・ 基礎的な人的控除の水準との関係
 - ・ 社会保障制度等の歳出面の措置との関連
 - ・ 制度の簡明性、透明性

その他の各種控除

- 政策的配慮に基づく税制上の控除について、税制の簡素化、課税の公平・中立の観点から、今後、どのように考えていくべきか。
- 金融システム改革が進み、金融商品間、業態間の課税の公平・中立性が求められている中で、生命保険料・損害保険料控除については見直しを検討していくべきではないか。
- 社会保険料控除については、運用・給付段階における課税のあり方との関連を踏まえ、どのように考えるか。
- 社会保険料控除については、社会保険等の制度が多様化していることを踏まえ、個々の制度毎に、その制度の趣旨等に照らして考えていくべきではないか。

公的年金等課税

- 少子高齢化が進展する中で、世代間における税負担の公平についてどのように考えるか。また、その考え方を年金課税にどのように反映させるか。
- 年金課税については、拠出（入口）、運用、給付（出口）の各段階の課税のあり方を含めた総合的な視点から検討する必要があるのではないか。
- 公的年金等控除の性格についてどう考えるか。
- 公的年金等については、入口は社会保険料控除により非課税、出口は公的年金等控除等によりほとんどの受給者にとって実質非課税となっているが、年金受給者数の増加、年金所得の増大等、年金制度が成熟化していくことを踏まえ、適切な課税のあり方を検討していくべきではないか。
- 高齢者間の所得・資産の分布状況は他の年齢層と比べて分散が大きいことを踏まえ、公的年金等に対する課税のあり方をどのように考えるか。
- 企業年金及び個人年金については、公的年金の上乗せとなる自助努力のための制度としての性格を踏まえ、年金制度全体の中での位置付けや他の金融商品とのバランスとの関係で、その課税のあり方についてどう考えるか。

個人住民税関係

<個人住民税のあり方>

- 個人住民税の性格についてどう考えるか。
- 応益課税という地方税の性格に鑑み、個人所得課税から資産課税へのシフトを行うべきではないかとの意見がある一方、今後は地方の対人サービスが増えるので、地方税については資産課税よりも個人所得課税を充実すべきとの意見があるがこれについてどう考えるか。
- 地方団体の費用を賄う財源は、料金を中心とすべきとの考え方がある一方、むしろ税を中心とすべきとの考え方もあるが、これについてどう考えるか。

<基礎的な人的控除と課税最低限>

- 個人住民税の課税最低限の構成については、個人住民税の性格を踏まえ、現行の給与所得控除や所得控除を整理し、簡素化すべきとの意見があるがどう考えるか。

<各種控除のあり方>

- 生命保険料控除等政策的なものは、個人住民税の性格を踏まえ極力整理すべきであるとの意見があるがどう考えるか。

<税率構造>

- 個人住民税は、所得を課税標準としており、住民がそれぞれの負担能力に応じて地域社会の費用を分担するという性格の税であることから、累進構造は維持されるべきとの考え方についてどう考えるか。
- 個人住民税は、応益課税(利益説)の考え方に立って、累進税率ではなく比例税率を採用すべきとの考え方についてどう考えるか。
- 個人住民税の税率構造を改正する場合には、地方団体によって所得格差があることなどから、やり方によって個別の地方団体に対する影響が大きく異なることについてどう考えるか。

<均等割>

- 均等割の税率をもっと引き上げるべきであるという意見があるが、税率水準についてどう考えるか。
- 人口規模に応じて均等割の税率を変える現行制度の仕組みについてどう考えるか。
- 同居の妻に対する均等割の非課税措置についてどう考えるか。